

見積り合わせに関する募集（役務）

1 調達内容

（1）調達件名

令和8年度 廃棄物収集運搬処理業務委託（高岡市）

（2）調達案件の仕様、契約期間及び排出場所

別添「仕様書」による。

2 見積り合わせ参加に必要な書類

（1）見積書

宛名は「支出負担行為担当官 富山労働局総務部長」とすること。

※別区域（富山労働局HPに掲載中）の見積り合わせにも参加する場合は、見積書を区域ごとに分けて作成すること。

（2）高岡市内での一般廃棄物収集運搬業の許可を有していることを証明する書類

（例：市発行の一般廃棄物収集運搬業許可証（写））

（3）富山県内での産業廃棄物収集運搬処理業の許可及び産業廃棄物処分業の許可を有していることを証明する書類

（例：産業廃棄物収集運搬業許可証（写）及び産業廃棄物処分業許可証（写））

（4）誓約書（別紙）

3 見積書等関係書類の提出期限及び場所

令和8年3月12日（木）17時15分まで

持参、メール、FAX又は郵送とする。郵送の場合、提出期限必着とする。

〒930-8509

富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎5階

富山労働局 総務部総務課会計第一係 担当（瀬川）

TEL 076-432-2727

FAX 076-432-6471

E-mail kaiei-toyamakyoku.a15^{イチ}(★)^{エル}mlw.go.jp

※(★)を@に変更してください。

4 見積り合わせの結果通知

令和8年3月13日（金）12時までに、見積り合わせに参加した者に通知する。

5 その他留意事項

（1）見積金額について

見積書の様式は任意とするが、別添仕様書に示す排出場所ごとの廃棄物収集運搬処理業務の年間合計金額（業務に必要な一切の諸経費を含む）を記載すること。

なお、金額は見積もった金額の110分の100に相当する金額（以下「税抜き価格」という。）、消費税及び地方消費税額（以下「消費税額」という。）及び税抜き価格に消費税額を加算した合計金額（以下「税込み価格」という。）を記載すること。ただし、免税業者においては、見積書にその旨を明記すること。

（2）契約の相手方の決定について

総価において最低価格を提示した事業者を、契約の相手方として決定する。

（3）契約書の作成を要する。

（4）国の予算成立との関係について

契約締結日は令和８年４月１日とする。ただし、契約締結日までに政府予算案（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるので、その際は別途協議する。

誓 約 書

当社（私）は、下記（１）から（６）のいずれの要件も満たしていることを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
また、必要に応じて、証明書等の追加資料の提出を求められることについて了承します。

記

- （１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
- （２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
- （３）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- （４）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- （６）労働関係法令を遵守している者であり、過去１年以内に当該業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

富山労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

廃棄物収集運搬処理業務委託（高岡市）仕様書

1 目的

廃棄物の収集運搬及び処理を適正に行い、庁舎環境の保全を図ることを目的とする。

2 排出場所

高岡労働基準監督署（高岡市中川本町10-21 高岡法務合同庁舎内）

高岡公共職業安定所（高岡市向野町3-43-4）

3 業務内容

- (1) 可燃物（生ごみ、紙くず、これらに準ずるくず類等）の収集運搬は、高岡労働基準監督署については毎週木曜日、高岡公共職業安定所については毎週金曜日に行うこと。
- (2) 不燃物（ビン、カン、ペットボトル容器等のリサイクル対象ごみ）の収集運搬は、高岡労働基準監督署については毎月第3水曜日、高岡公共職業安定所については毎月第4金曜日に行うこと。
- (3) 古紙（新聞、雑誌、段ボール等）の収集運搬は、毎月第3水曜日に行うこと。
- (4) 産業廃棄物（金属くず、ガラスくず及び陶器くず等のごみ。ただし、乾電池は除く。）については、原則2月又は3月に1～2回程度収集することとし、廃棄物が有る場合のみ監督署・安定所から電話により依頼する。上記2の職員からの連絡を受け、日程調整の上、取りまとめられた廃棄物を回収、運搬すること。
- (5) 収集運搬日が祝祭日の場合は、翌開庁日に収集すること。
- (6) 年末年始・大型連休・お盆休み等の長期休暇期間における収集のできない日については、休日前又は休日明けの日に臨時収集し、収集日については協議することとする。
- (7) 毎月、前月分の廃棄物処理量の実績報告書を請求書とともに提出すること。
- (8) 産業廃棄物の収集があった場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を請求書とともに提出すること。

4 年間排出予定量

高岡労働基準監督署	可燃物	4 1 0 k g
	不燃物（リサイクル対象ごみ）	8 0 k g
	古紙	1 0 0 k g
	産業廃棄物	5 k g
高岡公共職業安定所	可燃物	2, 7 0 0 k g
	不燃物（リサイクル対象ごみ）	1 7 0 k g
	古紙	1 0 0 k g
	産業廃棄物	5 k g

※年間排出予定量は、あくまでも予定であり、増減があることを了承すること。

5 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 再委託について

契約業者は、業務の全部又は一部を第三者（契約業者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による。）

7 その他の注意事項

- （1）高岡市内での一般廃棄物収集運搬業の許可及び富山県内での産業廃棄物収集運搬業の許可及び産業廃棄物処分業の許可を有していること。
- （2）廃棄物の最終処分場について所在地等明らかにすること。
- （3）個人情報の取扱いを適正に行うこととし、廃棄物の処理に当たっては法令を遵守すること。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 富山労働局総務部長 渡辺 聡（以下「甲」という。）と***
*****（以下「乙」という。）は、廃棄物収集運搬処理業務（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

1. 件 名 令和8年度 廃棄物収集運搬処理業務委託（**市）
2. 履行場所 支出負担行為担当官が指定する場所
3. 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 契約金額 金*****円（うち消費税額及び地方消費税額*****円）
上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
5. 契約保証金 免除

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）をもとに、契約書及び別添仕様書に規定する業務を乙に委託し、甲は乙にその対価を支払うものとする。甲及び乙は、その他関係法令を遵守しなければならない。

（方法）

第3条 乙は、支出負担行為担当官が指定した場所において収集した廃棄物を、第2項に定める場所まで運搬しなければならない。

2 乙が廃棄物を運搬する場所は次のとおりとする。

処分場所：*****

：*****

3 乙は、第2項に定める場所を変更する場合は、あらかじめ書面をもって甲に申し出てその承諾を得なければならない。甲は、その承認をした場合は、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

(産業廃棄物の委託内容)

第4条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬及び処分に関する事業範囲

〔産廃〕

〔排出地〕 許可都道府県・政令市： <u>富山県</u>	〔処分地〕 許可都道府県・政令市： <u>富山県</u>
許可の有効期限： <u>別紙許可証のとおり</u>	許可の有効期限： <u>別紙許可証のとおり</u>
事業範囲： <u>別紙許可証のとおり</u>	事業範囲： <u>別紙許可証のとおり</u>
許可の条件： <u>なし</u>	許可の条件： <u>なし</u>
許可番号： <u>別紙許可証のとおり</u>	許可番号： <u>別紙許可証のとおり</u>

2 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： *****

所在地： *****

処分の方法： 別紙許可証のとおり

施設の処理能力： 別紙許可証のとおり

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を別紙のとおりとする。

(義務と責任)

第5条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本産業規格C950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項

キ 輸入された廃棄物

ク その他取扱いの注意事項

- 2 甲は委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容の程度の情報を通知する。
- 3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に洩れなく記載することとし、虚偽又は記載洩れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

(甲乙の責任範囲)

- 第6条 乙の責任範囲は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理することとする。
- 2 乙は甲に対し、乙の責任範囲に属する業務について法令に違反した業務を行い、それによって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
 - 3 甲の責任範囲は、乙の責任範囲を除くすべてとする。
 - 4 甲は、甲の責任範囲の中において乙又は第三者に損害が発生した場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。

(費用負担)

- 第7条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

- 第8条 乙は、業務の全部又は一部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による。）

(遅滞料)

- 第9条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

(履行期限の無償延期)

- 第10条 乙は、天災地変その他乙の責めに帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

- 2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条第1項の規定にかかわらず、遅滞料を免除する。

(監督)

第11条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第12条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。ただし、産業廃棄物の収集運搬処理を実施した場合、乙は業務終了後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を甲に提出し、甲の指定する検査職員に検査を受けなければならない。

- 2 甲の指定する検査職員は、契約履行状況について、連絡を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。
- 4 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(契約金額の支払)

第13条 乙は、前条の検査完了後、毎月の業務の委託に係る支払請求書を各月毎に作成し、対価の支払いを甲の会計機関である官署支出官富山労働局長（以下「官署支出官」という。）に請求するものとする。

- 2 官署支出官は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第14条 官署支出官は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(調査)

第15条 甲は、この契約に係る乙の廃棄物の処理が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、乙に対して、当該処理の状況に係る報告を求めることができる。

- 2 甲は、乙に対し、予告無く処分施設における廃棄物の処分状況等を調査することがで

きる。この場合、乙はその状況について適切な説明をしなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第16条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第17条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

（個人情報保護）

第18条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報をいう。以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、業務を完了したときは、甲の指示に従い、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

5 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡するとともに、その詳細を書面にして報告しなければならない。

6 甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について質問し、資料の提出を求め、又は甲の指定する職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

（契約の解除等）

第19条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。この場合、乙は、

契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何ら催告を要しない。

- (1) 第10条の規定により延期が認められた場合を除き、履行期限に業務を終了しないとき。
- (2) 乙の都合により乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- (3) 乙の責めに帰する事由により完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 甲が行う検査に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
- (5) 第17条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法542条各項各号に定める事由が発生したときは、何ら催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

5 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

6 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(危険負担)

第20条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責めに帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

第21条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、本契約の履行に着手後、第19条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第22条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、

本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項若しくは第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
 - (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
 - (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項第1号、第2号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第23条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項又は第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての

訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。)

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項又は第2項の規定による納付命令（独占禁止法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。)

(2) 当該刑の確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、第21条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第25条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第26条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第27条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第28条 甲は、第19条第2項、同条第3項、第24条、第25条、前条第2項及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償しないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第19条第2項、同条第3項、第24条、第25条、前条第2項及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第29条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(目的物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第30条 甲は、第10条に規定する検査に合格した後において、当該目的物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期限制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品と引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。

(2) 直ちに代金の減額を行うこと。

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(事情変更)

第31 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第32条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第33条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第14条、第17条、第18条、第19条第2項、第21条、第23条、第26条、第28条、第30条、前条及び本条はなお有効に存続するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日（予定）

甲 富山県富山市神通本町1丁目5番5号
支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 渡辺 聡

乙 * * * * *
* * * * *
* * * * * * * * *